

災害時に井戸の提供をして いただける方を募集します

地震等による断水時に、生活用水（飲料水及び調理に使用する水を除く）を市民等へ無償で提供いただく「災害時協力井戸」を所有者等からの申請により登録する制度です。

申請の流れ

① 対象になる井戸か確認する

災害時協力井戸として登録できる井戸は、下記のいずれにも該当するものです。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 申請時点で、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
- (3) 災害時に市民等へ無償で井戸水の提供ができるものであること。

② 申請書の提出

豊川市危機管理課に「豊川市災害時協力井戸登録申請書」を直接又はメールで提出してください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

③ 現地確認

申請者の立ち会いのもと、現地確認を行います。 ※市では水質検査は行いません。

④ 結果通知書の送付

審査により災害時協力井戸として登録を決定しましたら「豊川市災害時協力井戸登録結果通知書」と「登録標識」（ステッカー）をお送りします。

⑤ 周知

自主防災会等の防災を目的として活動する団体へ災害時協力井戸の所在地並びに登録者の氏名、住所及び連絡先に関する情報の提供を行います。

登録標識を井戸またはご自宅周辺の見やすい場所に掲示してください。

【 問合せ先 】 豊川市 危機管理課

〒442-8601 豊川市諏訪1-1（豊川市役所敷地内 防災センター2階）

電話番号：0533-89-2194 / FAX：0533-89-2655

E-Mail: kikikanri@city.toyokawa.lg.jp